

支 払 基 金
令和 4 年 6 月 30 日

特定器材マスターの改定について

今般、令和4年6月30日付け厚生労働省告示第227号に基づき、下記のとおり
特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和 4 年 7 月 1 日であることから、令和 4 年 6 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意
願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：9コード）

特定器材マスター登録内容の一部変更（令和4年7月1日適用）

別表 番号	区分 番号	特定器材 コード	特定器材名・規格名	金額 種別	変更 区分	変更箇所	変更前	変更後	備考
06	002	710010172	歯科鑄造用 1 4 カラット金合金インレー用（J I S 適合品）	1	5	金額	6, 019	6, 569	
06	003	710010173	歯科鑄造用 1 4 カラット金合金鉤用（J I S 適合品）	1	5	金額	6, 002	6, 552	
06	004	710010174	歯科用 1 4 カラット金合金鉤用線（金 5 8． 3 3 % 以上）	1	5	金額	6, 152	6, 702	
06	005	710010175	歯科用 1 4 カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1	5	金額	5, 979	6, 529	
06	006	710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金 1 2 % 以上 J I S 適合品）	1	5	金額	3, 413	3, 715	
06	010	710010180	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金 1 5 % 以上 J I S 適合品）	1	5	金額	3, 952	4, 235	
06	011	710010181	歯科鑄造用銀合金第 1 種（銀 6 0 % 以上インジウム 5 % 未満）	1	5	金額	145	152	
06	012	710010182	歯科鑄造用銀合金第 2 種（銀 6 0 % 以上インジウム 5 % 以上）	1	5	金額	178	185	
06	013	710010183	歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1	5	金額	265	269	